

○奈良女子大学における学生の氏名表記の取扱について

(平成 18 年 5 月 24 日学長裁定)

改正	平成 22 年 6 月 9 日	平成 22 年 12 月 9 日
	平成 23 年 2 月 10 日	平成 25 年 5 月 22 日
	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 2 月 19 日
	令和 2 年 3 月 31 日規程第 134 号	令和 3 年 4 月 1 日規程第 156 号
	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 7 年 9 月 2 日	

奈良女子大学において、各種文書等に記載する学生の氏名(以下「氏名表記」という。)については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

- 1 学生の氏名表記は、学籍簿に記載された戸籍上の氏名を用いる。
ただし、次の場合で、本学において戸籍上の氏名以外の使用を認めた者は、この限りでない。
 - (1) 在学中の婚姻、養子縁組などにより戸籍上の氏名を変更した学生で、本人からの願い出を基に、変更前の氏名(以下「旧姓」という。)の使用を認めた者
 - (2) 本学入学以前に旧姓を有している学生で、本人からの願い出を基に、旧姓の使用を認めた者
 - (3) 外国籍を有している学生で、本人からの願い出を基に、外国人登録証明書に記載されている通称名の使用を認めた者
 - (4) 上記(1)～(3)以外の理由で戸籍上の氏名以外の使用を希望する学生で、本人からの願い出を基に、その使用を認めた者
- 2 戸籍上の氏名以外の使用の可否に関する手続等は、次のとおり行う。
 - (1) 旧姓等の使用を希望する学生は、「旧姓等使用願」(別紙 1)を学務課経由で当該学部長又は人間文化総合科学研究科長(以下「学部長等」という。)に提出する。
 - (2) 学務課では願い出を受理する際、1)願出内容、添付書類に誤りがないこと、2)旧姓等の使用が許可された場合、旧姓等の使用に付随する不利益・不都合等に係る一切の責任は学生本人が負うことを学生本人が了解していること、3)旧姓等の使用が許可された場合は、在籍期間を通して旧姓等で統一することを説明・確認した上、受理する。
 - (3) 上記 1(1)～(3)について、学部長等が旧姓等の使用を許可する場合は、1)使用開始年月日、2)使用の範囲等を示し、通知(別紙 2)することとする。
 - (4) 上記 1(4)は、願い出を受けた学部長等の申し出に基づき、副学長(教育・附属学校担当)が学生支援室での協議及び必要に応じて学部長等との協議を踏まえて可否を決定し、学部長等及び学生本人に通知する。
 - (5) 旧姓等の使用を許可した場合は、在籍期間中に限って旧姓等使用許可書(別紙 2)の使用の範囲等により統一して使用する。
 - (6) 旧姓等の使用を認めた場合の学籍簿の処理等は、次のとおり行う。

- 1) 学籍簿には、備考欄に「使用許可日」，「使用する旧姓等名」，「使用開始年月日」を記載する。
 - 2) 各種証明書等に使用する氏名は、在籍期間中に限って学籍簿備考欄に記載の氏名を用いる。ただし、本人からの申し出があった場合、戸籍上の氏名を用いることができる。
 - 3) 卒業証書(学位記)に記載する氏名は、本人からの申し出があった場合、旧姓等又は戸籍上の氏名と旧姓等の併記を認める。
- (7) 在籍中又は卒業(修了)後に本人からの申し出があった場合、在籍中における旧姓等の使用証明書(別紙3)を別途、交付する。

附 則

この取扱は、平成18年5月24日から実施する。

附 則(平成25年5月22日)

この取扱は、平成25年5月22日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年1月22日)

この取扱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成26年2月19日)

この取扱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(令和2年3月31日規程第134号)

この取扱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規程第156号)

この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この取扱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この取扱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月2日)

この取扱は、令和7年9月2日から施行する。

別紙1

旧姓等使用願 (略)

別紙2

旧姓等使用許可書（略）

別紙 3

学生の氏名表記について（略）